

京都市教育委員会教育長訓令甲第15号

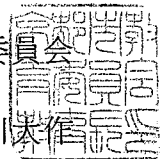
教育機関

京都市総合教育センター事務分掌細則の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

京都市教育委員会

教育長 門川



第2条指導室の款下京中学校開設準備室の項を次のように改める。

下京区統合小学校開設準備室

- (1) 下京区統合小学校の開設に係る企画及び立案に関する事。
- (2) 下京区統合小学校の開設に係る調査及び研究に関する事。
- (3) 下京区統合小学校の開設に係る学校及び関係機関との連絡調整に関する事。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)